

第3章

景観づくりに向けた取組

- 1 協働による景観づくり
- 2 景観づくりの施策
- 3 良好な景観づくりのための行為の制限
- 4 景観形成地区の基本的な方針
- 5 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針
- 6 その他の良好な景観づくり



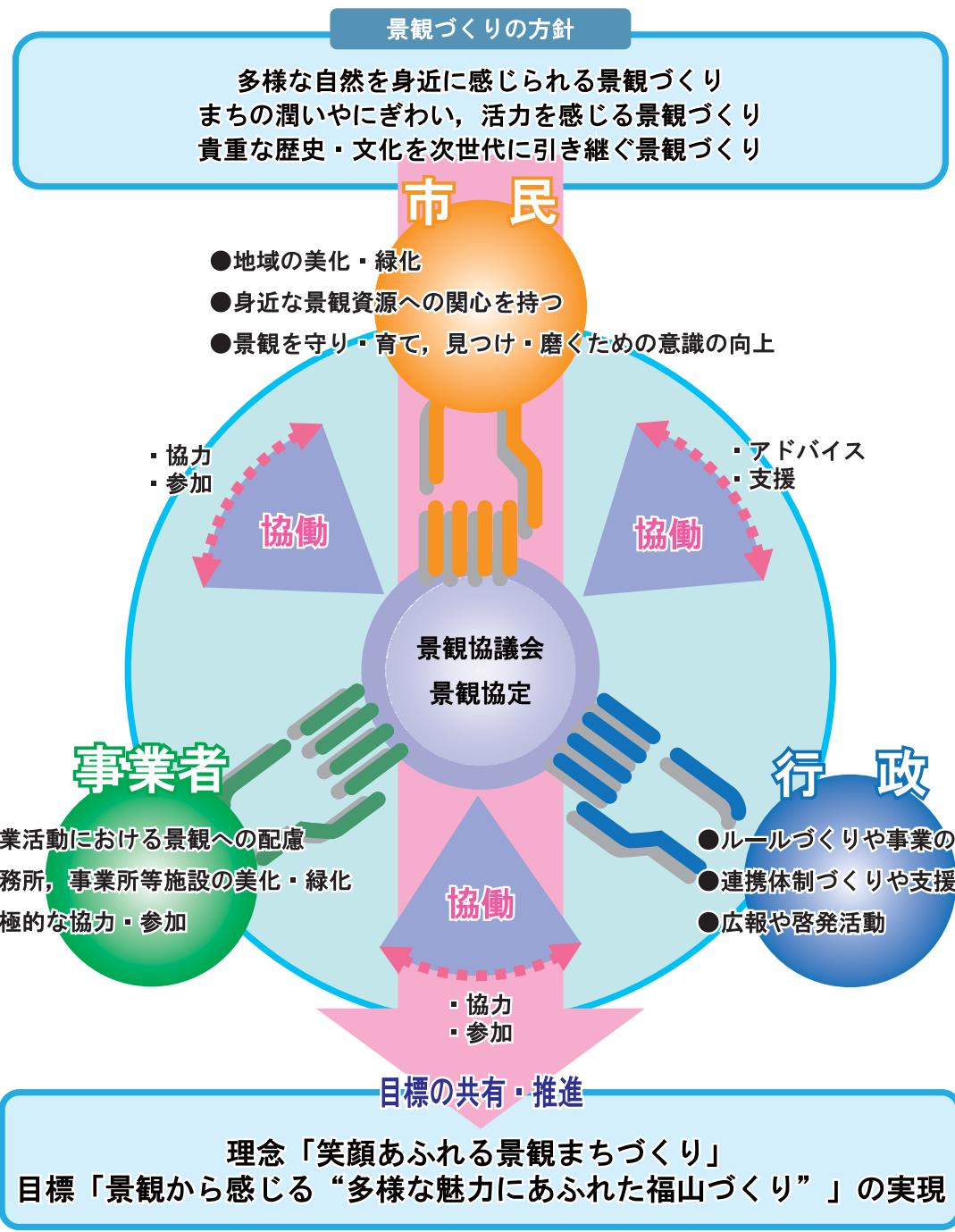


第3章 景観づくりに向けた取組

1 協働による景観づくり

(1) 景観づくりの取組概念

景観づくりは、行政だけでなく、市民・事業者なども取組の主体であることを認識し、それぞれが責任と役割を分担しながら、協働により進めていくことが重要です。





第3章 景観づくりに向けた取組

(2) 市民・事業者と行政の役割

良好な景観づくりの主体となる、市民・事業者、行政の役割を明確にすることにより、協働による景観づくりを進めていきます。

市民の役割

地域でのまちづくり活動や行事への積極的な参加などを通じ、身近な景観への意識や関心を高め、それらを守り・育て、見つけ・磨くために自らが景観づくりの主体であることを認識し、地域での自主的なルールづくりを話し合うなど、地域に誇りと愛着が持てるよう、良好な景観づくりに取り組みます。

事業者の役割

店舗や工場などの建物や事業活動が、地域の景観を構成する要素の一つであることを認識し、市民や行政と連携を図り、地域の様々な活動などに参加・協力します。

また、個々の事業者がその専門性や柔軟性を発揮し、良好な景観づくりを通じた社会貢献活動にも、積極的に取り組みます。

行政の役割

景観づくりに向けて必要なルールづくりや取組の充実とともに、経済性や利便性だけではなく、良好な景観づくりに配慮した公共施設の整備を進めます。

また、市民・事業者などと協働し、めざすべきまちの将来像を描きながら、その実現に向けた連携体制づくりや支援活動などに取り組みます。

さらに、景観づくりに対する意識の醸成を図るため、市民・事業者が参加できる景観づくりに関わる機会の創出や啓発活動に努めるとともに、景観づくりを担う人材の育成にもつなげていきます。

これらの実現のために、本計画に基づく様々な取組を進めながら、社会情勢の変化や景観づくりの進捗に合わせた計画の見直しなどについて検討を行います。



第3章 景観づくりに向けた取組

2 景観づくりの施策

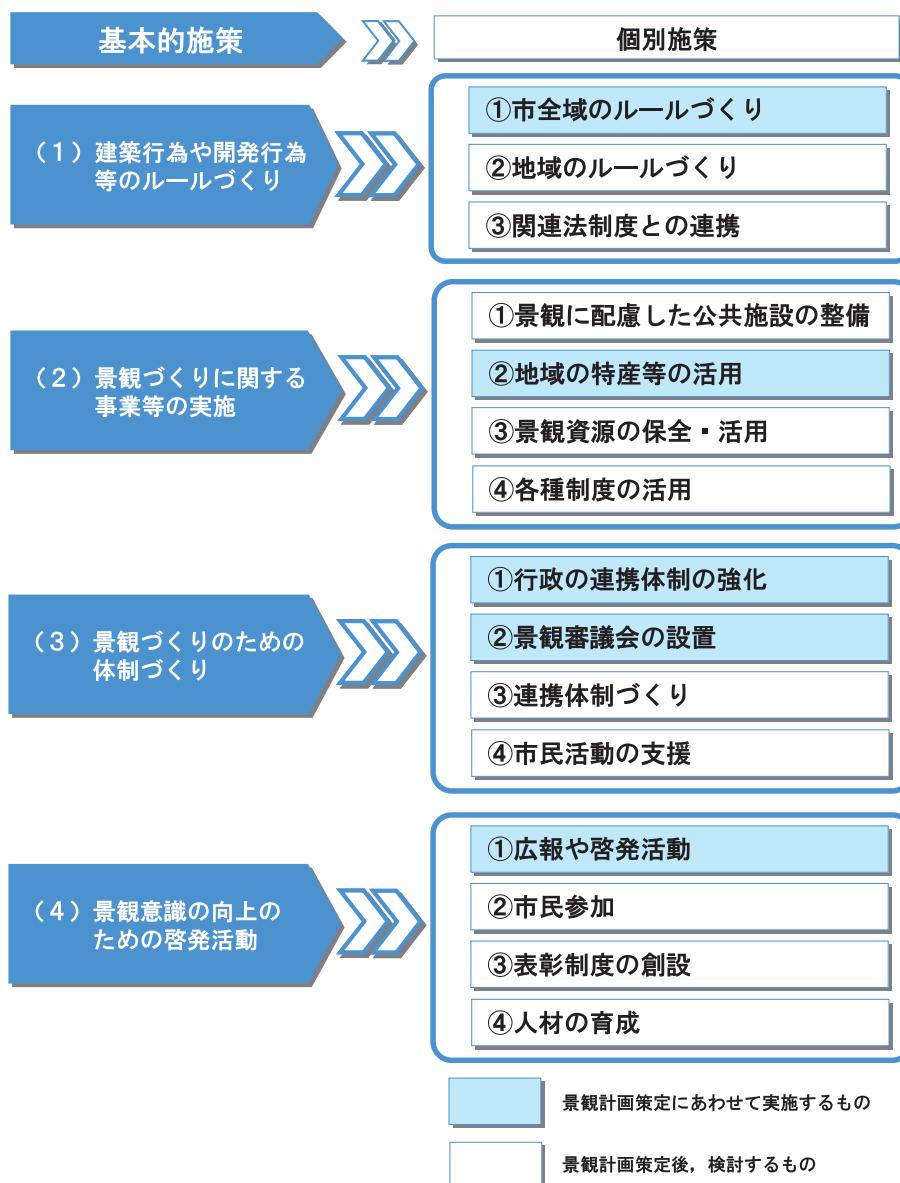
景観づくりの方針などを踏まえると、良好な景観づくりのための基本的施策は、

- (1) 建築行為や開発行為等のルールづくり
- (2) 景観づくりに関する事業等の実施
- (3) 景観づくりのための体制づくり
- (4) 景観意識の向上のための啓発活動

などが挙げられます。

さらに、これらの基本的施策に基づく個別施策を、次の施策体系図に示します。

今後、市民・事業者や行政が相互に連携を図りながら、総合的・体系的に景観づくりを進めていくことが必要です。



景観づくりの施策体系図





第3章 景観づくりに向けた取組

(1) 建築行為や開発行為等のルールづくり

① 市全域のルールづくり

景観に大きな影響を及ぼす可能性がある大規模行為については、市全域を対象とする景観づくりの基準を本計画に定めます。なお、景観の状況や取り巻く環境の変化に応じて、基準がより充実したものとなるよう、適宜計画の見直しを行います。

② 地域のルールづくり

地域のルールづくりに当たっては、景観づくりに向けた取組や意見、合意を大切にし、景観づくりの方針を充実させることが重要です。今後、景観づくりの主体である市民の皆様と十分な協議を行いながら、地域に応じた景観づくりを進めます。

また、本計画に景観形成地区の仕組みを設け、地域の状況に応じたルールづくりも検討します。

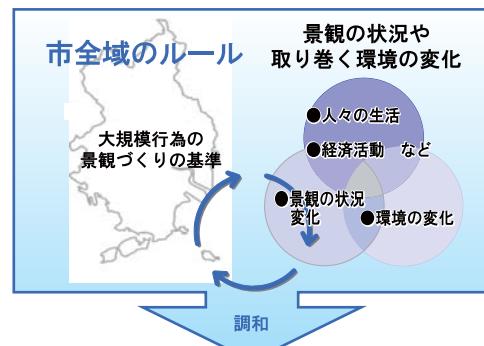
③ 関連法制度との連携

景観づくりを進める手法としては、景観法に基づく規制等に加え、都市計画法や環境基本法、建築基準法、文化財保護法、都市緑地法、自然公園法などに基づく様々な法制度や関連計画があります。

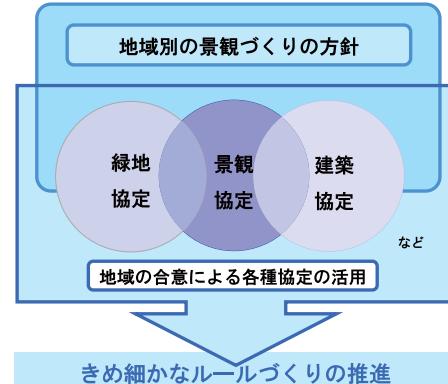
こうした法制度や関連計画と連携を図り、本計画の運用と合わせ、地域の特性や状況に配慮しながら、各種制度の活用や連携について検討します。

<具体的事業例>

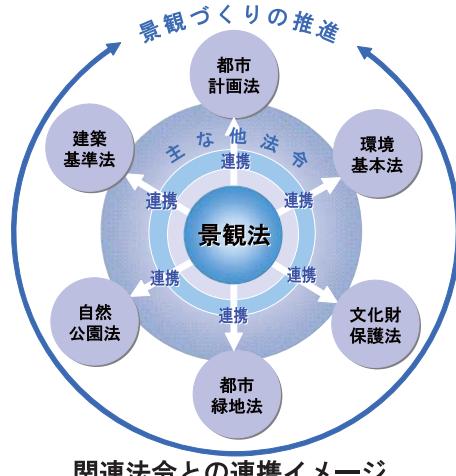
- ・市全域のルールづくり、景観計画の内容充実
- ・地域のルールづくり、景観形成地区の指定
- ・福山市環境基本計画、福山市緑の基本計画等との連携 など



市全域の景観づくりの基準の設定



地域のルールづくりのイメージ



関連法令との連携イメージ



第3章 景観づくりに向けた取組

(2) 景観づくりに関する事業等の実施

① 景観に配慮した公共施設の整備

道路・河川・公園等の公共施設のうち、景観上重要なものについては、積極的な緑化に努めるなど、景観に配慮した整備を検討するとともに、景観法に基づく景観重要公共施設の指定による先導的な取組についても検討します。



② 地域の特産等の活用

市域の各地には、優れた地域資源があり、これらは人々の営みを通じて、伝統、文化、特産品などとして継承されています。こうした地域の伝統、文化、産業の特徴が感じられる資源をモチーフとした景観づくりを行います。

また、市のシンボルである、ばらの活用を図るため、「ばらのアクションプラン」に基づく事業にも取り組みます。



備後絣をモチーフにした屋根のデザイン

③ 景観資源の保全・活用

重要な景観資源については、保護樹木の指定など、既存の制度の活用とともに、景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定による適切な保全・活用も検討します。



特徴のある樹木



地域を特徴づける建物

④ 各種制度の活用

市民・事業者や行政の取組に応じた景観づくりを進めるため、公共施設の整備やソフト施策の実施に関する国の補助制度の活用などについて検討します。

<具体的な事業例>

- ・先導的な公共施設の整備
- ・地域の特産等の活用
- ・ばらのアクションプランに基づく事業の実施
- ・景観重要建造物、景観重要樹木の指定
- ・景観に関する補助制度の活用
- ・保護樹木の指定や公共施設の緑化
- など



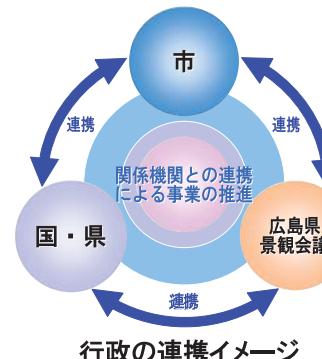


第3章 景観づくりに向けた取組

(3) 景観づくりのための体制づくり

① 行政の連携体制の強化

国や広島県、県内市町で構成する広島県景観会議と連携し、効果的な施策についての情報収集等を行います。



② 景観審議会の設置

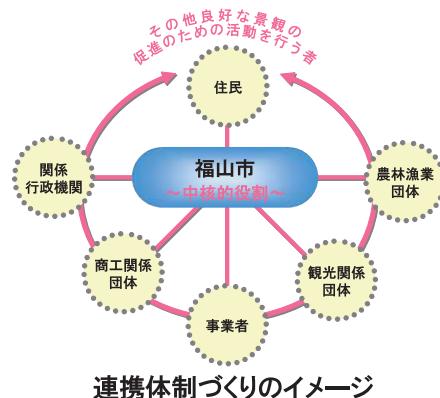
景観づくりの施策や本計画の変更等については、景観の専門家などで構成する景観審議会を設置し、専門的かつ幅広い視点での意見などを求め、適正な運用を行います。



審議会のイメージ

③ 連携体制づくり

市民・事業者、公共施設の管理者など、様々な立場の関係者が相互に連携し、意見調整が必要な場合については、良好な景観づくりに向けた協議の場となる景観協議会などの設置を検討します。



④ 市民活動の支援

市民の主体的な景観づくりに向けた活動に対しては、活動の活性化を推進するため、必要に応じて専門家やコーディネーターの派遣などを検討します。

<具体的な事業例>

- ・国、広島県、広島県景観会議との連携
 - ・景観審議会の設置
 - ・景観協議会の設置
 - ・専門家やコーディネーターの派遣
- など



第3章 景観づくりに向けた取組

(4) 景観意識の向上のための啓発活動

① 広報や啓発活動

景観づくりの意識啓発を図り、市民・事業者との協働による取組となるよう、リーフレットの作成、ホームページへの掲載など、本計画の積極的な周知を行います。

また、景観に関する先進的な取組などの情報を収集し、市民・事業者への積極的な情報発信を行います。



ホームページへの掲載
(広島県景観会議)

② 市民参加

景観に対する理解や景観づくりに対する关心、意欲を高めるため、ワークショップなどの参加・体験型の学習の場の提供など、市民参画の機会を充実させていきます。

また、市内の各地にある景観資源を発見するため、ふくやま景観百選の募集なども検討します。

その他、将来の景観づくりを担う子どもたちが、地域の景観への关心を高められるような取組を検討します。



子どもたちによるばらの植樹

③ 表彰制度の創設

景観づくりに向けた動機づけや意識の高揚を図るため、良好な景観づくりに向けた個人、団体の取組に対する表彰制度の創設について検討します。



広島県景観会議パネル展

④ 人材の育成

景観づくりを担う人材の育成を図るため、市民・事業者を対象とした出前講座や研修会、勉強会などの開催について検討します。

<具体的な事例>

- ・広報紙やホームページ等での情報発信、PRパンフレットの作成
- ・芦田川一斉清掃など、景観に関する体験機会の充実
- ・ふくやま景観百選の募集
- ・出前講座の実施 など





第3章 景観づくりに向けた取組

3 良好的な景観づくりのための行為の制限

景観の整備・保全に大きな影響を及ぼす可能性がある次の大規模行為について、景観計画区域（大規模行為届出対象区域）を対象として、「(1) 届出が必要な事項」と「(2) 景観づくりの基準」により、法に基づく届出・勧告のもと、良好な景観づくりへ向けた規制、誘導を図ります。

(1) 届出が必要な事項

次に該当する行為を行う場合は、あらかじめ市長への届出を必要とします。

行為の種類		届出対象となる規模
ア (建築物)	建築物の新築、増築、改築又は移転	高さが13mを超える、又は建築面積が1,000m ² を超えるもの（増築し、又は改築しようとする場合においては、その増築後又は改築後の高さ又は建築面積がそれぞれ当該規模となる場合を含む。）。ただし、増築し、又は改築しようとする場合で、その増築又は改築に係る部分の高さが13m以下で、かつ、床面積の合計が10m ² 以内であるものを除く。
景観法第16条第1項第1号から第3号まで及び第7項第11号関係	(ア)架空に設置する電気供給のための電線路その他の線状の工作物(これらの支持物を含む。以下「架空電線路等」という。)の建設等※	架空電線路等の直下の地盤面からの高さが20mを超える、かつ、当該行為に係る支持物間の架空電線路等(支持物を除く。)の総延長(この欄において同じ。)が20mを超えるもの(増築し、又は改築しようとする場合においては、その増築後又は改築後の高さ及び総延長が当該規模となる場合を含む。)。ただし、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「修繕等」という。)にあっては、外観を変更することとなる部分の垂直投影面積の合計が10m ² を超えるもの
	(イ)擁壁その他これに類するもの(以下「擁壁等」という。)の建設等※	鉛直方向の長さが5mを超える、かつ、水平方向の長さが10mを超えるもの(増築し、又は改築しようとする場合においては、その増築後又は改築後の長さが当該規模となる場合を含む。)。ただし、修繕等にあっては、外観を変更することとなる部分の垂直投影面積の合計が10m ² を超えるもの
	(ウ)架空電線路等、擁壁等及び屋外広告物以外の工作物の新設、増築、改築又は移転	高さが13mを超える(建築物に設ける工作物にあっては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13mを超える、かつ、当該工作物の鉛直方向の長さが5mを超える)、又は建築面積が1,000m ² を超えるもの(増築し、又は改築しようとする場合においては、その増築後又は改築後の高さ及び長さ又は建築面積がそれぞれ当該規模となる場合を含む。)。ただし、増築し、又は改築しようとする場合で、その増築又は改築に係る部分の高さが13m以下で、かつ、建築面積の合計が10m ² 以内であるものを除く。
ウ	建築物又は架空電線路等、擁壁等及び屋外広告物以外の工作物の修繕等	高さが13mを超える、又は建築面積若しくは建築面積が1,000m ² を超える建築物又は工作物(建築物に設けられた工作物にあっては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13mを超える、かつ、当該工作物の鉛直方向の長さが5mを超えるものを含む。)で、外観を変更することとなる部分の垂直投影面積の合計又は水平投影面積の合計がそれぞれ10m ² を超えるもの



第3章 景観づくりに向けた取組

行為の種類		届出対象となる規模
工	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	次のいずれかとなるもの (1)当該行為を行う土地の区域が、都市計画区域内に全てある場合又は都市計画区域の内外にわたる場合にあっては面積が3,000m ² 、都市計画区域外に全てある場合にあっては面積が10,000m ² を超えるもの (2)鉛直方向の長さが5mを超え、かつ、水平方向の長さが10mを超えるもの
景観法第16条第1項第4号及び第7項第11号関係	ア 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更で外観の変更を生ずることとなるもの イ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（堆積された物件が28日を超えて存置される場合に限る。）	次のいずれかとなるもの（当該行為後の外観を変更することとなる区域がそれぞれ当該規模となる場合を含む。） (1)当該行為を行う土地の区域が、都市計画区域内に全てある場合又は都市計画区域の内外にわたる場合にあっては水平投影面積が3,000m ² 、都市計画区域外に全てある場合にあっては水平投影面積が10,000m ² を超えるもの (2)鉛直方向の長さが5mを超え、かつ、水平方向の長さが10mを超えるもの 高さが5mを超え、又は水平投影面積が1,000m ² を超えるもの（当該行為により高さ又は水平投影面積がそれぞれ当該規模となる場合を含む。）
	ウ 水面の埋立て又は干拓	当該行為を行う区域の面積が200m ² を超えるもの（当該行為後の面積が当該規模となる場合を含む。）

※「建設等」・・・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいう。

（2）景観づくりの基準

景観計画区域（大規模行為届出対象区域）を対象として、「(1)届出が必要な事項」に該当する大規模行為について、景観づくりの基準を示します。

1) 大規模行為に共通する事項

事項	景観づくりの基準
基本的遵守事項	1. 本計画に定める「第2章 2 良好的な景観の形成に関する方針」の内容に沿ったものとするよう努める。 2. 地域の個性及び特性を尊重しながら、形態・意匠、色彩、素材等の工夫により周辺の景観と調和するよう努めるとともに、統一性に配慮するなど魅力ある景観の形成を図る。 3. 行為に当たっては、その周辺地域の状況を、パース、カラー合成写真、コンピュータ・グラフィックス等で分析するなど、周辺の景観に与える影響の検証に努める。
位置	1. 行為地の選定に当たっては、既存の景観資源を損なうことのないよう配慮する。 2. 行為地が優れた景観資源に近接する場合は、その保全と調和が図られるよう配慮した位置とする。 3. 周辺への圧迫感を緩和するよう配慮した位置とする。 4. 行為地が、山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とする。
敷地の緑化	敷地内においては周辺植生との調和に配慮し、できる限り豊かな緑化に努める。
その他	1. 敷地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び周辺の景観との調和に配慮する。 2. 屋外駐車場は、できる限り出入口を限定する。





第3章 景観づくりに向けた取組

2) 建築物の建築等

事項	景観づくりの基準
形態・意匠	<p>1. 建築物の用途や用途地域等の土地利用を勘案し、周辺の景観に調和する形態・意匠とするよう配慮する。</p> <p>2. 周辺に圧迫感を与えない形態・意匠とするよう配慮する。</p>
色彩	<p>1. 建築物の用途や用途地域等の土地利用を勘案し、周辺の景観に調和する色彩とするよう配慮する。</p> <p>2. 基調となる色彩は、日本工業規格の色名（J I S Z 8 1 0 2）に定める「有彩色の明度及び彩度の相互関係」に従い、落ち着きのある色調、無彩色又は素材色を用いるものとし、彩度の高い色の使用は避ける。ただし、周囲との調和が図られる場合は、明るい色調の使用は差し支えないものとする。（※）</p>
素材	地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮するとともに、外壁等の材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。
建築設備等	建築物の壁面設備及び屋上設備は、当該建築物との一体性が図られるよう意匠を工夫する。
その他	敷地内においては、できる限り電線類を地中化するとともに、近い将来、敷地外での電線類の地中化が見込まれる地域においては、これに対応するための措置を行う。

（※）色彩の事項について

- 「落ち着きのある色調」とは、原色に白、灰、黒等を混色した彩度の低いものをいう。
ただし、ごく暗い色調のものは除く。
- 「無彩色」とは、白、灰、黒等の色相を持たない色をいう。
- 「素材色」とは、塗料材を除き、使用する素材そのものの色彩をいう。
- 「原色」とは、基本色及び基本色より彩度の高い色彩をいう。
- 「明るい色調」とは、彩度がやや高く、基本色に比べて彩度の高い色彩をいう。

3) 工作物の建設等

景観づくりの基準	
原則として、2) 建築物の建築等の基準に準じる。 ただし、やむを得ない場合は、工作物の種類及び用途に応じて形態・意匠、色彩、素材を工夫し、周辺の景観との調和を図る。	
(ア) 架空に設置する電気供給のための電線路その他の線状の工作物（これらの支持物を含む。以下「架空電線路等」という。）の建設等	<p>1. 架空電線路等のルートについては、周辺の景観に配慮する。</p> <p>2. 架空電線路等の本数は、可能な限りまとめることとし、少なくなるよう配慮する。</p> <p>3. 幹線道路における架空電線路等の横断は可能な限り避けるよう努める。また、横断が必要な場合は、地中化に努める。</p>
(イ)擁壁その他これに類するもの（以下「擁壁等」という。）の建設等	<p>1. 敷地や隣接する道路等の状況を勘案し、勾配や色彩・素材等について周辺の景観に調和する形態・意匠とする。</p> <p>2. 道路（私道を除く。以下同じ。）に面して設ける場合は、できるだけ道路から後退させ、歩行者等に威圧感や圧迫感を感じさせない工夫を行う。</p>



第3章 景観づくりに向けた取組

4) 開発行為

事項	景観づくりの基準
方法及び 変更後の形状	<p>1. 長大な法面、擁壁等を生じないよう配慮する。ただし、やむを得ない場合は、次のことを行つる。</p> <p>(1) 勾配は、できる限り緩やかなものとする。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和した形態及び材料とするよう配慮する。</p> <p>(3) できる限り自然植生と調和した緑化等により修景する。</p> <p>2. 跡地利用計画を考慮した行為の実施に心掛けるとともに、行為終了後、速やかに当該計画を実施する。</p> <p>3. 前記2.の場合を除き、行為終了後は、周囲の地形と違和感が生じないよう、その回復に努めるとともに、法面、擁壁等も含めて、自然植生と調和した緑化等により速やかな修景を行う。</p>
その他	行為終了後、土地の不整形な分割又は細分化は避ける。

5) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

事項	景観づくりの基準
位置	敷地外からの土地の出入口は、できる限り限定するとともに、土地の開墾や土石の採取又は鉱物の掘採が道路からできる限り見えにくい位置とする。
その他	4) 開発行為の方法及び変更後の形状の基準に準じる。

6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

事項	景観づくりの基準
位置及び規模	<p>1. 敷地外からの出入口は、できる限り限定するとともに、堆積物が道路の公共用地からできる限り見えにくい位置とする。</p> <p>2. できる限り堆積物の高さを低くするとともに、整然とした堆積に配慮する。</p>
その他	4) 開発行為の方法及び変更後の形状の基準に準じる。

7) 水面の埋立て又は干拓

事項	景観づくりの基準
方法及び 変更後の形状	埋立て又は干拓における、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等を工夫する。

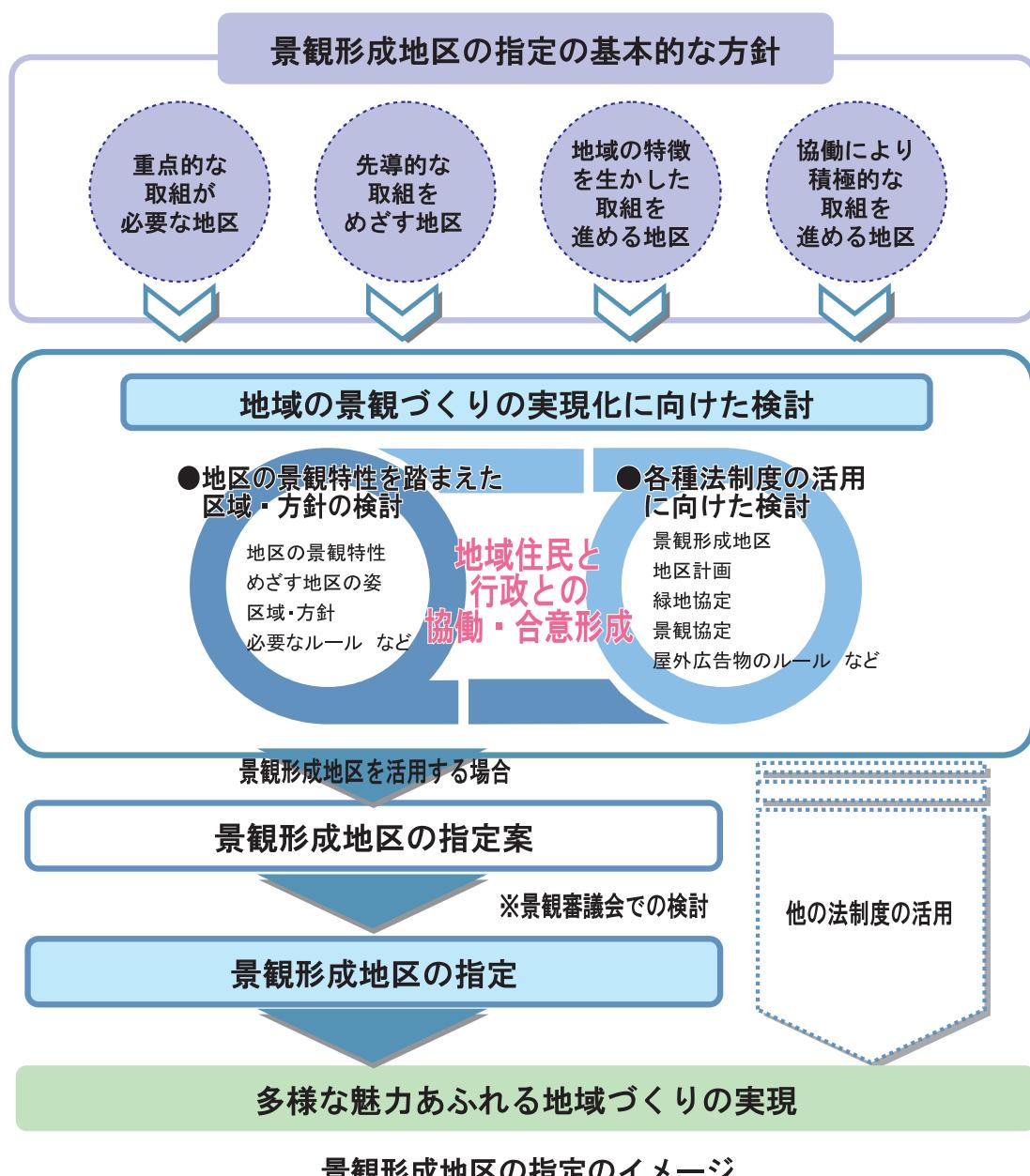




第3章 景観づくりに向けた取組

4 景観形成地区の基本的な方針

今後、本市を代表する優れた景観を有し重点的な取組が必要な地区や、本市の景観づくりを進める上で先導的な取組をめざす地区、さらに、良好な景観を守り・育て、見つけ・磨くために、地域の特徴を生かした取組を進める地区や、協働により積極的な取組を進める地区について、地域住民との合意形成を図りながら、地区内の景観特性を踏まえた区域や方針を定め、各種法制度の活用も含めてきめ細かなルールづくりなどを検討していきます。合意形成が整い、景観形成地区を活用する場合には、本計画に景観形成地区を定め、地区の状況に応じた取組を進めていきます。





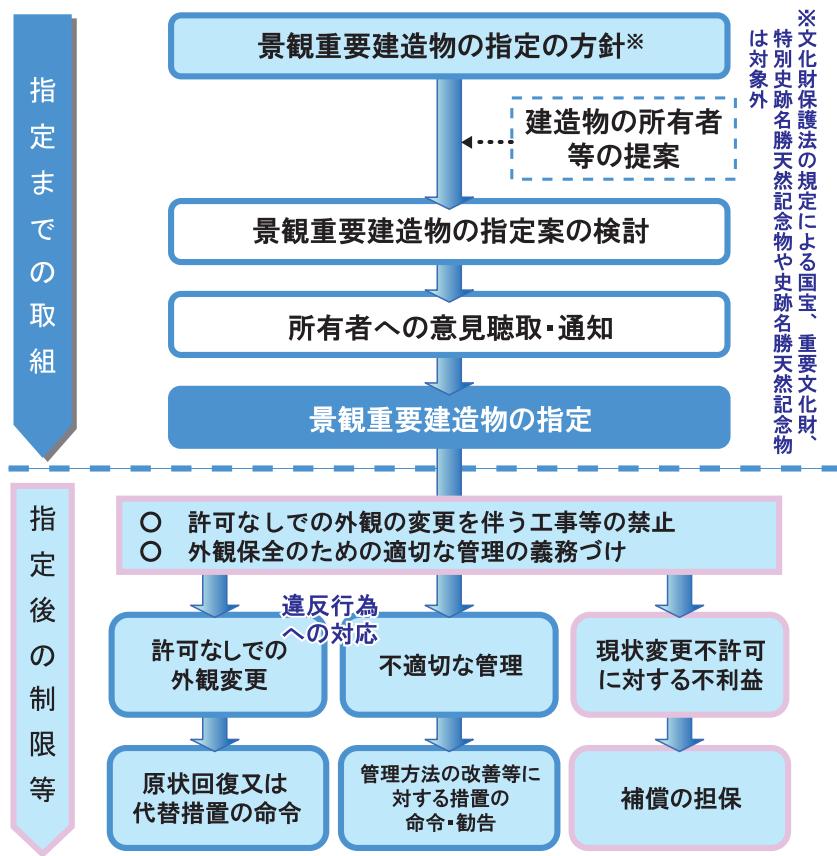
第3章 景観づくりに向けた取組

5 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(1) 景観重要建造物の指定の方針

今後、次の指定方針や手続に基づいて、景観づくりに重要な役割を果たしている建造物を「景観重要建造物」として指定し、その適切な保全・活用を図ります。

対象	指定の方針
景観重要建造物	<p>地域の自然や歴史、文化等からみて外観が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なもので、道路その他公共の場所から公衆により容易に見ることのできる建造物のうち、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 地域の景観の中でランドマークや核を形成すると考えられるもの。 (2) 歴史的価値や文化財としての価値にかかわらず、市民に大切に守られ、地域の誇りとなっているもの。 (3) 新たに周辺の自然景観等と調和した景観を創出し、地域の景観づくりに主導的な役割を果たすと考えられるもの。 (4) 地域の景観を形づくってきた意匠や工法等の土木・建築技術、石積み等の造園技術、農林水産業の生産施設等をあらわしたもの。 (5) 素材に地域の特産を使用しているものや、その時代の匠や職人の技が光るもの。</p>



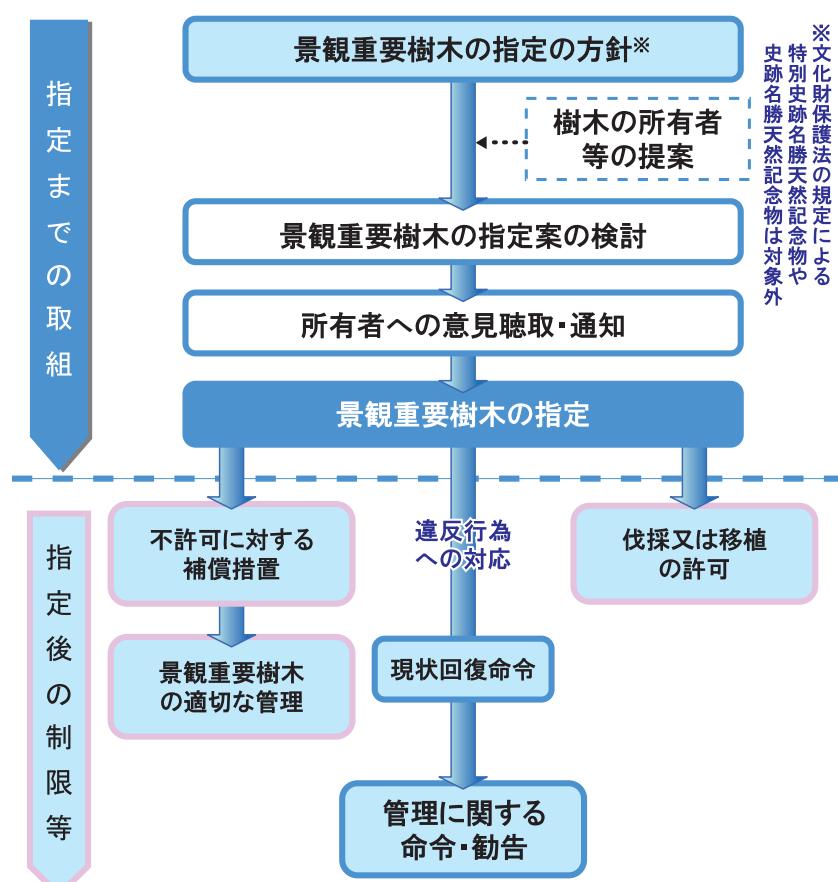


第3章 景観づくりに向けた取組

(2) 景観重要樹木の指定の方針

今後、次の指定方針や手続に基づいて、景観づくりに重要な役割を果たしている樹木を「景観重要樹木」として指定し、その適切な保全・活用を図ります。

対象	指定の方針
景観重要樹木	<p>地域の自然や歴史、文化等からみて樹容が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なもので、道路その他公共の場所から公衆により容易に見ることのできる樹木のうち、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 地域のシンボルとして人々に愛され、自然や生活環境、美観、風致を維持するために重要な役割を担うと考えられるもの。</p> <p>(2) 種類、樹齢、植物学的価値や自然保護的価値にかかわらず、市民に大切に守られ、地域の誇りとなっているもの。</p> <p>(3) 新たに周辺の自然景観、建築物等と調和した景観を創出し、地域の景観づくりに主導的な役割を果たすと考えられるもの。</p>



景観重要樹木の指定の手續及び制限



第3章 景観づくりに向けた取組

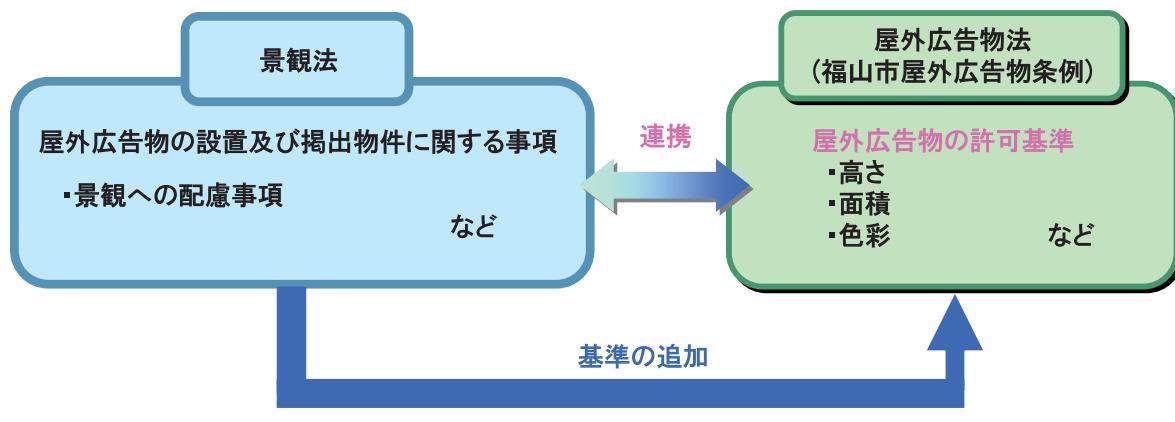
6 その他の良好な景観づくり

(1) 屋外広告物の表示や物件の設置についての基本的な方針

屋外広告物は、身近な情報を伝える手段として、見る人に楽しさを与え、まちのにぎわいにつながる一方で、無秩序な設置が行われた場合には、良好な景観を阻害する要因にもなります。

そこで、景観づくりを進める上では、周囲と調和しない色彩やデザインを避けたり、設置する位置の統一感や屋外広告物の集約を誘導するなど、位置、形態意匠、色彩等について、周辺の景観と調和した質の高い屋外広告物の表示等を適切に誘導する必要があります。

現在、屋外広告物の表示、掲出は、福山市屋外広告物条例に基づき運用がなされていますが、今後は、景観施策との連携により、屋外広告物の禁止地域等の指定や地域の特性に配慮した許可基準などについても検討します。



屋外広告物との連携による景観づくり





第3章 景観づくりに向けた取組

(2) 景観重要公共施設の整備についての基本的な方針

景観づくりについて、道路、河川、公園等の公共施設が果たす役割は大きく、公共施設の整備や管理については、景観づくりにも配慮した取組が必要です。

今後は、「第2章 2 良好的な景観の形成に関する方針」に沿って景観に配慮した整備を検討するとともに、道路、河川、公園等の公共施設のうち、景観上重要なものについては、各施設の管理者と協議の上、同意を得た場合又は要請を受けた場合は、景観法に基づく「景観重要公共施設」への指定などにより、先導的な取組を検討します。

